

イベント開催時のチェックリスト

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	トナカイのエサづくり ※URL https://library.city.sanyo-onoda.lg.jp/event/1127.html	
出演者・チーム等	嶋田千里(講師) イベント参加者	
開催日時	令和 4 年 11 月 27 日 ①15 時 ①00 分 ~ ①15 時 ①10 分 ②15 ②20 ②30 ※複数回開催の場合は、別途、開催する日時の一覧を添付	
開催会場	山陽小野田市立中央図書館 2階視聴覚ホール	
会場所在地	山陽小野田市栄町9番13号	
主催者	中図書館フェスティバル実行委員会	
主催者所在地	山陽小野田市栄町9番13号	
主催者連絡先	(電話番号) 0836-83-2870	(メールアドレス) cyuo-library@city.sanyo-onoda.lg.jp
収容率(上限) いずれかを選択	大声なしで開催	
	☒ ①収容定員あり 100%	☐ ②収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	大声ありで開催	
	☐ ③収容定員あり 50%	☐ ④収容定員なし 十分な人と人との間隔(最低1m)
	「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催	
	☐ ⑤収容定員あり 大声なしのエリア: 100% 大声なしのエリア: 50%	☐ ⑥収容定員なし 大声なしのエリア: 人と人が触れ合わない程度の間隔 大声ありのエリア: 十分な人と人との間隔(最低1m)
収容定員	50人	-
参加人数	各回10人	
その他特記事項		

(※)大声の定義は「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

(注)収容率(上限)において、⑤を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。
※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

① 飛沫感染 対策

- ☒ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- ☒ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
- (※) 大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。
- 「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、
- ☐ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- ☐ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

② エアゾール 感染対策

- ☒ 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- ☒ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- ☒ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③ 接触感染 対策

- ☒ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- ☒ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。
※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要

1. イベント参加者の感染対策

(2)その他の感染対策

④飲食時の 感染対策

前項(1)感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知

⑤イベント前の 感染対策

☒ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥感染拡大 対策

☒ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦出演者や スタッフの 感染対策

☒ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項(1)感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施

☒ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。